弁護士等の身分証明書の発行に関する規則（規則第六十号）中一部改正公告

弁護士等の身分証明書の発行に関する規則（規則第六十号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十六年六月十九日　日本弁護士連合会

弁護士等の身分証明書の発行に関する規則（規則第六十号）中一部改正

弁護士等の身分証明書の発行に関する規則（規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「記載されている」を「記載され、又は記録されている」に改める。

附　則

第六条の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

会員情報の提供の取扱いに関する規則（規則第百三号）中一部改正公告

会員情報の提供の取扱いに関する規則（規則第百三号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十六年六月十九日　日本弁護士連合会

会員情報の提供の取扱いに関する規則（規則第百三号）中一部改正

会員情報の提供の取扱いに関する規則（規則第百三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改める。

附　則

第一条の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

登録等証明取扱規則（規則第百四十三号）中一部改正公告

登録等証明取扱規則（規則第百四十三号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十六年六月十九日　日本弁護士連合会

登録等証明取扱規則（規則第百四十三号）中一部改正

登録等証明取扱規則（規則第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下「名簿」という。）の当該会員又は会員であった者に関する記載事項」を「（以下「名簿」という。）に当該会員又は会員であった者に関して記載され、又は記録された事項」に、「過去の記載事項」を「過去のもの」に、「その他記載事項」を「その他記載され、又は記録された事項」に改める。

附　則

第一条の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 26 年７月９日　宮城県教育委員会

１　失効した免許状の種類・番号・授与権者
中学校教諭一種免許状　理科
平25中一第553号　宮城県教育委員会

２　授与年月日　平成26年３月31日

３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

４　氏名及び本籍地　野呂　晋吾　青森県

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢45歳から65歳位の男性、身長160cm位、痩型、遺留金品は黒色ダウンジャケット、白地縦縞入長袖ワイシャツ、黒色Ｔシャツ、青色ジーパン、黒色ジャージ、黒色靴下、黒と白の運動靴、携帯ラジオ、タバコ、リュックサック、財布（現金５円）等所持

上記の者は、平成26年１月から２月頃静岡県富士宮市上井出1702番地地先市営朝霧霊園東方約556メートル雑木林内で死亡したもので、身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりのある方は、当市保健福祉部福祉総合相談課まで申し出てください。

平成 26 年７月９日

静岡県　富士宮市長　須藤　秀忠

無縁墳墓等改葬公告

墓地使用者不明による墓地使用権消滅のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成 26 年７月９日　岩手県盛岡市

１　墳墓等所在地　岩手県盛岡市新庄字上八木田６番地

１　墳墓等の名称　盛岡市新庄墓園

１　死亡者の本籍及び氏名　①本籍岩手県釜石市大字釜石第９地割36番地　渡邊よをね　②本籍岩手県釜石市大字釜石第９地割36番地　渡邊雄治郎

１　改葬を行おうとする者　岩手県盛岡市内丸12番２号　盛岡市長　谷藤　裕明

無縁墳墓等改葬公告

承継者不在のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成 26 年７月９日　南会津町役場

１　墳墓等所在地　福島県南会津郡南会津町田島字観音寺甲2758番地

１　墳墓等の名称　南会津町観音寺墓地１号墓地第40号

１　死亡者の本籍及び氏名　福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3772番地　片平政廣、片平友代、片平豊子

１　改葬を行おうとする者　福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531番地１　南会津町長　大宅　宗吉

会社その他の公告

解散公告

当法人は、平成二十六年五月十五日開催の評議員会の決議（定款所定の解散事由の発生）により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月九日

埼玉県さいたま市南区別所三丁目一六番一号埼玉ビル

一般財団法人埼玉県公民館安全互助会

代表清算人　坂本　好司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月九日

東京都中央区日本橋二丁目六番五号

合同会社ジェイ・エル・ディー

清算人　神永　信吾

解散公告

当社は、平成二十六年六月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月九日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号

株式会社アルファウェーブ

代表清算人　村山　徹

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月九日

東京都品川区大崎四丁目五番六号

株式会社東亜製作所

代表清算人　山岸　哲男